

## 市第51号議案 横浜市環境影響評価条例の一部改正

### 1 趣旨

横浜市環境影響評価条例では、環境影響評価法に基づき手続を行う事業（法対象事業）について、市長意見の形成等の措置を定めています。環境影響評価法は、平成23年4月27日に環境影響評価法の一部を改正する法律が公布され、平成24年、25年の2回に分けて施行されます。

平成24年4月1日に一部施行される法改正に対応するため、法対象事業に係る規定について条例を改正します。

さらに、横浜市行政手続審議会の廃止が予定されていることに伴い、関係条項を削除します。

### 2 施行期日

平成24年4月1日

### 3 条例改正の内容

#### (1) 法改正による改正

法対象事業に関する手続を定めている条例第58条（方法書に対する手続）及び第59条（準備書に対する手続）に、法改正により必要となる規定をそれぞれ追加します。

#### ア 市長意見の直接提出について

現行法では、法対象事業に対する市長意見は、県知事が集約し、事業者へ意見を述べる仕組みとなっています。

法改正により、環境影響を受ける地域が横浜市域に限られる場合は、市長が直接事業者へ意見を述べることができる規定が新たに追加されました。

そのため、市長意見の形成手続を規定する条文に、根拠となる法の条項を追加します。

#### イ 環境影響評価図書の要約書の縦覧について

法改正により、従来から作成されていた準備書の要約書に加え、方法書の要約書の作成が義務付けられたことに伴い、条例で縦覧を行う図書に要約書を明記します。

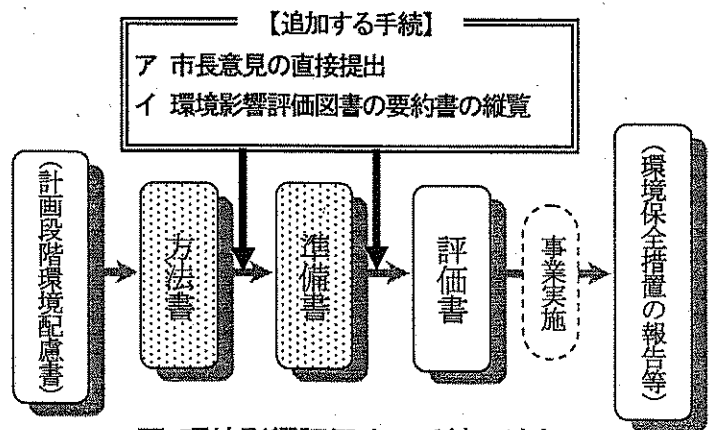
#### (2) 行政手続条例改正による改正

今回、別途議案として審議中の「附属機関等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」の制定により、行政手続審議会が廃止される予定です。

そのため、この審議会に関する記述がある、環境影響評価条例第65条第4項（事業者への勧告の公表に関する規定）を削除します。

### 4 平成25年4月に施行される改正法への対応

平成25年4月に施行される改正法の内容は、「計画段階環境配慮書の手続の新設」及び「環境保全措置の報告等の義務化」です。これらの詳細な手続を定める政省令は、今後公布される予定のため、国の動向を踏まえながら対応を検討していきます。



図：環境影響評価法の手続の流れ